

「一般細菌・薬剤感受性検査」 実施料算定に係るお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2020年4月の診療報酬改正において、「D019 細菌薬剤感受性検査」の「4」薬剤耐性菌検出 50点が新設されました。この新設への対応として、弊社では、以下に示します薬剤耐性菌を検出した場合、報告書の保険点数表記にも反映させることに致しましたので、ご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほどよろしくお願いいたします。

敬 白

記

《変更日》 2021年 10月 1日(金)受付分から

※薬剤耐性菌検出の算定(D019 4の留意事項)

薬剤耐性菌検出は、基質特異性拡張型 β -ラクタマーゼ(ESBL)産生、メタロ- β -ラクタマーゼ(MBL)産生、AmpC産生等の薬剤耐性因子の有無の確認を行った場合に算定する。

弊社の対応

加算対象菌が検出された場合、細菌結果報告書に「ESBL」や「メタロ- β -ラクタマーゼ」の表記に、「薬剤耐性菌検出あり」のコメントを加え、実施料50点を従来の点数に加算して表記致します。

対象菌種

ESBLは、E.coli、K.peumoniae、K.oxytoca、P.mirabilisの4菌種、メタロ- β -ラクタマーゼは、P.aeruginosaに対し実施致します。AmpC産生については、検査対象外となります。

